

1 地震災害対策編

No.	機関名	部	章	節	対照表 ページ	ご意見等	計画への反映 (対応方針)
1	原子力規制事務所 柏崎刈羽原子力規制事務所	1		2	5	「2 防災関係機関及び市民の責務」にて女性センター・男女共同参画センター等の略式を「(2) 県の責務」で記載しているが、先に記載がある「(1) 市の責務」に記載すべきでないでしょうか。	ご意見のとおり修正します。
2	原子力規制事務所 柏崎刈羽原子力規制事務所	2	1	4	16	「衛星携帯電話」を「衛生通信」に修正する意図がよくわかりませんでした。また、衛生通信が何を指しているのかも判断が出来ないため、具体例等を付けるなどしてはいかがでしょうか。	ご意見を踏まえ以下のとおり修正します。 「… 衛星携帯電話等の通信機器 …」
3	原子力規制事務所 柏崎刈羽原子力規制事務所	2	1	14	29	「3 それぞれの役割」の(3) 土地改良区・施設管理者等の役割③にて「ため池、地すべり危険箇所等」を「管理施設」に修正する意図がよくわかりませんでした。上記の「(2) 県の役割③施設の点検」では、「ため池」「地すべり」等の単語が出てきていますので、整合性をとるべきではないでしょうか。	県地域防災計画と整合性を図り、素案のままとします。
4	上越地域振興局 地域整備部	2	1	15	30	代替路線に市道を追加する。 補完する道路は、国道、県道に限らずに市道も含むべきではないか。	ご意見のとおり修正します。
5	上越健康福祉環境部	2	2	8	41	下から7行目「避難行動要支援者」は、県計画では「要配慮者」となっています。	ご意見のとおり修正します。
6	NX日本通運 新潟支店	2	2	17	48	交通手段の「機能的強化を図りつつ」機能とは何を指すのか不明。 具体的内容の記載が必要ではないか。	ご意見を踏まえ以下のとおり修正します。 「… 安全性や積載量等の機能強化 を図りつつ…」
7	東日本電信電話(株) 埼玉事業部 新潟支店	2	2	30	50	4 業務の内容 (1) 応急対策 ⑤災害対策機器等の出動の下記載の修正をお願いします。 衛星電話→衛星携帯電話	ご意見のとおり修正します。
8	東北電力ネットワーク(株) 上越電力センター	2	2	31	52	※防災体制表の「非常事態の情勢」について、上位機関の基準および自事業所のマニュアルの内容をふまえ修正 ◆警戒体制 非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合 ◆第1非常体制 自事業所管内において大規模な災害が発生した場合 中心部の停電など社会的な影響が大きい災害が発生した場合 ◆第2非常体制 被害が拡大して長期化が懸念され、他事業所の応援による復旧体制で対応する場合	ご意見のとおり修正します。
9	東北電力ネットワーク(株) 上越電力センター	2	2	31	52	※リエゾン派遣に関する表記を当事業所と貴市との間で締結した「災害時の相互協力に関する協定」をふまえ修正 ◆東北電力ネットワーク(株)は、大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生し、または発生のおそれがあり、市が災害対策本部を設置したときは、必要に応じて災害対策本部にリエゾン(情報連絡員)を派遣する。	ご意見のとおり修正します。
10	東北電力ネットワーク(株) 上越電力センター	2	2	31	52	※電源車等の配備に関する表記を当事業所と貴市との間で締結した「災害時の相互協力に関する協定」をふまえ修正 ◆東北電力ネットワーク(株)は、大規模な停電が発生したときは、供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら総合病院、災害復旧対策の中核となる官公署及び避難所等、その他の重要施設への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施する。 ◆東北電力ネットワーク(株)は、復旧対策を実施するにあたり、あらかじめ優先復旧が必要な重要施設をリスト化し、市と共有する。	ご意見のとおり修正します。

2 津波災害対策編

No.	機関名	部	章	節	対照表 ページ	ご意見等	計画への反映 (対応方針)
1	上越地域振興局 地域整備部	2	1	15	28	代替路線に市道を追加する。 補完する道路は、国道、県道に限らずに市道も含むべきではないか。	ご意見のとおり修正します。
2	上越健康福祉環境部	2	2	2	34	上から12行目「連携」は県計画にありません。	ご意見のとおり修正します。
3	東北電力ネットワーク(株) 上越電力センター	2	2	2	34	※電源車等の配備に関する表記を当事業所と貴市との間で締結した「災害時の相互協力に関する協定」をふまえ修正 ◆東北電力ネットワーク(株)は、大規模な停電が発生したときは、供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら総合病院、災害復旧対策の中核となる官公署及び避難所等、その他の重要施設への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施する。 ◆東北電力ネットワーク(株)は、復旧対策を実施するにあたり、あらかじめ優先復旧が必要な重要施設をリスト化し、市と共有する。	ご意見のとおり修正します。
4	上越健康福祉環境部	2	2	8	40	下から6行目「避難行動要支援者」は、県計画では「要配慮者」となっています。	ご意見のとおり修正します。
5	上越健康福祉環境部	2	2	17	45	上から7行目「活用により」は県計画にありません。	ご意見のとおり修正します。
6	東日本電信電話(株) 埼玉事業部 新潟支店	2	2	32	47	4 業務の内容 (1) 応急対策 ⑤災害対策機器等の出動の下記載の修正をお願いします。 衛星電話→衛星携帯電話	ご意見のとおり修正します。

No.	機関名	部	章	節	対照表 ページ	ご意見等	計画への反映 (対応方針)
7	東北電力 ネットワーク ㈱ 上越 電力セン ター	2	2	33	49	<p>※防災体制表の「非常事態の情勢」について、上位機関の基準および自事業所のマニュアルの内容をふまえ修正</p> <p>◆警戒体制 非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合</p> <p>◆第1非常体制 自事業所管内において大規模な災害が発生した場合 中心部の停電など社会的な影響が大きい災害が発生した場合</p> <p>◆第2非常体制 被害が拡大して長期化が懸念され、他事業所の応援による復旧体制で対応する場合</p>	ご意見のとおり修正します。
8	東北電力 ネットワーク ㈱ 上越 電力セン ター	2	2	33	49	<p>※リエゾン派遣に関する表記を当事業所と貴市との間で締結した「災害時の相互協力に関する協定」をふまえ修正</p> <p>◆東北電力ネットワーク㈱は、大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生し、または発生のおそれがあり、市が災害対策本部を設置したときは、必要に応じて災害対策本部にリエゾン(情報連絡員)を派遣する。</p> <p>※電源車等の配備に関する表記を当事業所と貴市との間で締結した「災害時の相互協力に関する協定」をふまえ修正</p> <p>◆東北電力ネットワーク㈱は、大規模な停電が発生したときは、供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら総合病院、災害復旧対策の中核となる官公署及び避難所等、その他の重要施設への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施する。</p> <p>◆東北電力ネットワーク㈱は、復旧対策を実施するにあたり、あらかじめ優先復旧が必要な重要施設をリスト化し、市と共有する。</p>	ご意見のとおり修正します。

3 自然災害対策編

No.	機関名	部	章	節	対照表 ページ	ご意見等	計画への反映 (対応方針)
1	新潟地方気 象台	2	3	3	47	<p>より適切に修正</p> <p>【修正案】 ア 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する新潟県気象情報」、「記録的な大雨に関する北陸地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する新潟県気象情報」、「顕著な大雨に関する北陸地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する新潟県気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p>	ご意見のとおり修正します。
2	新潟地方気 象台	2	3	3	47	<p>点検不要の項目(緑色)ですが、ご確認をお願いします。</p> <p>【修正案】 イ 土砂災害警戒情報 大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(聖籠町を除く)を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	ご意見のとおり修正します。
3	上越健康福 祉環境部	2	3	10	57	<p>・上から3行目「避難行動要支援者」は、県計画では「要配慮者」となっています。</p>	ご意見のとおり修正します。
4	上越警察署	2	3	24	65	<p>修正後側の、1計画の推進(2)⑤県・県警の責務 ウのカッコ内で「県警察」と表記されているが、地震災害対策編第2部第2章第20節と津波災害対策編第2部第2章第22節の救急・救助活動欄に記載されている同一項目部分では「県警察」が「警察」に修正されていることから、統一したほうが良いと思われる。</p>	ご意見のとおり修正します。
5	東北電力 ネットワーク ㈱ 上越 電力セン ター	2	3	33	67	<p>※防災体制表の「非常事態の情勢」について、上位機関の基準および自事業所のマニュアルの内容をふまえ修正</p> <p>◆警戒体制 非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合</p> <p>◆第1非常体制 自事業所管内において大規模な災害が発生した場合 中心部の停電など社会的な影響が大きい災害が発生した場合</p> <p>◆第2非常体制 被害が拡大して長期化が懸念され、他事業所の応援による復旧体制で対応する場合</p>	ご意見のとおり修正します。
6	東北電力 ネットワーク ㈱ 上越 電力セン ター	2	3	33	68	<p>※以下のとおり、字句を修正(前㈱を後㈱)</p> <p>◆(㈱東北電 ⇒ 東北電力(㈱)) ◆(㈱東北電力ネットワーク ⇒ 東北電力ネットワーク(㈱))</p>	ご意見のとおり修正します。

No.	機関名	部	章	節	対照表 ページ	ご意見等	計画への反映（対応方針）
7	東北電力 ネットワーク ㈱ 上越 電力セン ター	2	3	33	68	※リエゾン派遣に関する表記を当事業所と貴市との間で締結した「災害時の相互協力に関する協定」をふまえ修正 ◆東北電力ネットワーク㈱は、大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生し、または発生のおそれがあり、市が災害対策本部を設置したときは、必要に応じて災害対策本部にリエゾン（情報連絡員）を派遣する。	ご意見のとおり修正します。
8	東北電力 ネットワー ク㈱ 上越 電力セン ター	2	3	33	68	※電源車等の配備に関する表記を当事業所と貴市との間で締結した「災害時の相互協力に関する協定」をふまえ修正 ◆東北電力ネットワーク㈱は、大規模な停電が発生したときは、供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら総合病院、災害復旧対策の中核となる官公署及び避難所等、その他の重要施設への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施する。 ◆東北電力ネットワーク㈱は、復旧対策を実施するにあたり、あらかじめ優先復旧が必要な重要施設をリスト化し、市と共有する。	ご意見のとおり修正します。
9	東北電力 ネットワー ク㈱ 上越 電力セン ター	3	1	5	80	※電気事業者の役割に関する表記ですが、県との連携の意味あいがよく分かりません。	市役所内関係課の意見も踏まえ、以下のとおり修正します。 倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向け、市や県との連携に努めるものとする。
10	上越地域振 興局農林振 興部森林施 設課	2	13		84	今回の確認事項ではありませんが、 3それぞれの役割（3）県・国の役割①イ治山施設の整備について 「森林整備事業計画」を「森林整備保全事業計画」に修正してください。	ご意見のとおり修正します。
11	新潟日报社 上越支社	3	3	3	85	一斉雪下ろしに伴い、空き家の雪下ろしを市が実施した場合、費用を所有者等に請求するのかどうかの記述がありません。後になって問題にならないように、事前に取り決めておこなって大丈夫か不安に思いました。	空き家の雪下ろしを市が行う場合、行政代執行による実施を想定しており、費用の徴取については、法令により定められているため、素案のままとします。
12	新潟地方気 象台	4	2	1	88	県計画は県自らが火山防災協議会を設置し協議を行う立場に沿った記述となっているため、下記のとおり修正してはいかがでしょうか。 【修正案】 特に新潟焼山は、活動火山対策特別措置法第3条の規定に基づき、火山災害警戒地域に指定されており、同法第4条の規定に基づき新潟焼山火山防災協議会が設置され、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議が行われている。	ご意見のとおり修正します。
13	上越警察署	4	2	3	88	見出し部分の2行目 「新潟地方気象台はから伝達する～」を 「新潟地方気象台から伝達する～」に修正	ご意見のとおり修正します。
14	新潟地方気 象台	4	2	3	89	②噴火警戒レベルが適用されている火山（新潟焼山 等） 災対法改正に伴いR3.12.16より噴火警戒レベル4のキーワードを避難準備から高齢者等避難に変更して運用しています。現在、新潟焼山の避難計画及び県の地域防災計画について修正意見を提出中（修正される予定）ですので、ご承知おきください。	県地域防災計画の修正に合わせ更新します。
15	新潟地方気 象台	4	2	3	90	③新潟焼山の噴火警戒レベル表 R3.2月の改正時に、避難行動要支援者→要配慮者に修正していますので、修正をお願いします。（ただし、市地域防災計画として、記述を避難行動要支援者で統一している場合はそのまま構いません） レベル3の住民等の行動及び登山者・入山者等への対応：県計画の修正内容は、追加ではなく記載順の変更になります（1文目の住民は～、と2文目の登山禁止～を入れ替え）。 この表についても、災対法改正に伴う噴火警戒レベル4のキーワード変更により、県計画について修正意見を提出中（修正される見込み）ですので、ご承知おきください。	県地域防災計画の修正に合わせ更新します。
16	新潟地方気 象台	4	2	3	91	降灰予報（詳細）の追記をお願いします。 【修正案】 (5) 降灰予報 ③降灰予報（詳細）：降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生から6時間先までのより詳細な降灰量分布や降灰開始時刻を、噴火発生後20～30分程度で発表する。	ご意見のとおり修正します。
17	上越警察署	4	2	3	92	「2 噴火警報等の通報及び伝達体制」の 修正後側のチャートの表記が隠れているため修正 関係警察 → 関係警察署 交番・駐在 → 交番・駐在所	ご意見のとおり修正します。

No.	機関名	部	章	節	対照表 ページ	ご意見等	計画への反映（対応方針）
18	新潟地方気象台	4	2	3	93	以下の字句修正をお願いします。 【修正案】 6行目：火山防災協議会の関係機関へ→新潟焼山火山防災協議会の関係機関へ 7行目：新潟焼山火山対策協議会→新潟焼山火山防災協議会 9行目、10行目：新潟焼山防災協議会→新潟焼山火山防災協議会	ご意見のとおり修正します。

4 一般災害対策編

No.	機関名	部	章	節	対照表 ページ	ご意見等	計画への反映（対応方針）
1	高田河川国道事務所	7	2	2	27	「特に河川や海岸沿い等の道路においては、越波や水害による道路陥没事故の恐れが高いためパトロールや点検頻度を高め、対策を実施する。」と県計画を踏まえた修正・追記となっていますが、高田河川国道事務所としては、点検要領等に示す頻度にて点検等を実施しており、“河川や海岸沿い等の道路”にて点検頻度等を高めることは行っていません。新潟県はどのような意図を持って追記されたのかは解りませんが、この項は当事務所も含めて対応を行う記述となっていることから、この文言を追記されるのであれば、「県及び市の管理道路においては、特に・・・」など、当事務所が該当しないよう表現の工夫をお願いしたい。	県地域防災計画の更新に当たっては、北陸地方整備局長も委員となっていることから、県計画の記述に合わせ、素案のままとします。

5 原子力災害対策編

No.	機関名	部	章	節	対照表 ページ	ご意見等	計画への反映（対応方針）
1	原子力規制事務所 柏崎刈羽原子力規制事務所	1	-	3	3	PAZ、UPZの区域名をそれぞれ「即時避難区域」、「避難準備区域」と表記されていますが、原子力災害対策指針（以下「指針」と言う。）にはPAZ、UPZの説明にそのような文言を使用していないことから、前記文言を削除し、それぞれ、 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone） 緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）と指針どおりに修正されてはいかがでしょうか。	令和3年6月の県計画に基づき修正しているため、素案のままとします。
2	東京電力ホールディングス 柏崎刈羽原子力発電所	1	-	4	4	以下の下線部について「主な」から「予防的」に修正（「原子力災害対策指針」（令和3年7月21日）に基づく修正） ※「新潟県地域防災計画」の修正を踏まえて修正する場合は別途ご対応ください。 1 発電所の状態に基づく緊急事態区分 (3) 施設敷地緊急事態 (略) 避難及び緊急時に備えた避難等の <u>主な予防的</u> 防護措置の準備（略）	令和3年6月の県計画に基づき修正しているため、素案のままとします。
3	新潟県原子力安全対策課	1	-	4	4	第1節4 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針において、「地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める最新の「原子力災害対策指針」を遵守する。」とあることから、施設敷地緊急事態要避難者の定義等について、最新の原子力災害対策指針（R3.7.21改正）を反映する。 また、第2章第3節2 災害対策本部等の設置基準（現計画P.61）の記載に合わせ、下記のとおり追加又は修正する。 1 発電所の状態に基づく緊急事態区分 (1) (略) (2) 警戒事態 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者 <u>※を対象とした</u> 避難等の <u>予防的</u> 防護措置の準備を開始する必要がある段階 <u>この段階において、市は災害警戒本部を設置する。</u> <u>※原子力災害対策指針において、以下のとおり定められている。</u> <u>「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的措置を実施すべき者として次に掲げるものをいう。</u> <u>イ 要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの</u> <u>ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者</u> <u>ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者</u> (3) 施設敷地緊急事態 発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において施設敷地緊急事態要避難者の避難及び緊急時に備えた避難等の <u>予防的</u> 防護措置の準備を開始する必要がある段階 この段階において、市は <u>原子力</u> 災害対策本部を設置する。 (4) 全面緊急事態 発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階 <u>この段階において、市は災害対策本部を設置する。</u>	記載漏れ及び誤記載は、ご意見のとおり修正します。 施設敷地緊急事態要避難者の定義等については、令和3年6月の県計画に基づき修正しているため、素案のままとします。

No.	機関名	部	章	節	対照表 ページ	ご意見等	計画への反映（対応方針）
4	新潟県	1	-	6	10	スクリーニングの対象者を明確にした記載に修正する。 (県地域防災計画についても、以下の記載に修正することを検討している。) (スクリーニング) <u>放射性物質が放出された後のOILに基づく避難の際に、避難や一時移転する者の汚染状況を確認することを目的として実施される検査。</u>	令和3年6月の県計画に基づき修正しているため、素案のままとします。
5	新潟県原子力安全対策課	2	1	8	14	防災基本計画の修正（R3.5）を反映させる。 (県地域防災計画についても、以下の記載に修正することを検討している。) 3 それぞれの役割 (1) 市の役割 ① (略) ② 屋内退避所、避難所等の確保・調整 ア～オ (略) カ 避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、 <u>携帯トイレ、簡易トイレ</u> 、常備薬、マスク、消毒液、 <u>段ボールベッド、パーティション</u> 、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資 <u>や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資</u> 等の備蓄に努める。 <u>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</u> ウ 県は、新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平常時から市町村と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応する <u>とともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供</u> するよう努める。	令和3年6月の県計画に基づき修正しているため、素案のままとします。
6	上越健康福祉環境部	2	2	2	18	1 行目、県計画では「応じて、」と「施設敷地緊急事態要避難者」の間に「原災指針で規定される」が入っています。	ご意見のとおり修正します。
7	東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所	2	2	2	18	以下の下線部について「市町」から「市町村」に修正（「新潟県地域防災計画」（令和3年6月修正）にあわせて修正） 3 業務の内容 (1) 施設敷地緊急事態等の発生情報等の連絡 ③ 原子力事業者から施設敷地緊急事態発生時の通報・連絡があった場合 ウ (略) 即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）を含む市町村及び県警察に連絡する。（略）	ご意見のとおり修正します。
8	新潟県原子力安全対策課	2	2	2	18	防災基本計画の修正（R3.5）を反映させる。 (県地域防災計画についても、以下の記載に修正することを検討している。) 3 業務の内容 (1) 施設敷地緊急事態等の発生情報等の連絡 ①～② (略) ③ 原子力事業者から施設敷地緊急事態発生時の通報・連絡があった場合 ア～イ (略) ウ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が <u>発生している</u> か否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について本市をはじめ官邸（内閣官房）、県、即時避難区域（PAZ）を含む市村、県警察及び公衆に連絡する。 (略)	令和3年6月の県計画に基づき修正しているため、素案のままとします。
9	新潟県原子力安全対策課	2	2	4	27	防災基本計画の修正（R3.5）を反映させる。 個別避難計画については、上越市地域防災計画の地震災害対策編等の修正と同様の記載あり。 (県地域防災計画についても、以下の記載に修正することを検討している。) 3 業務の内容 (1)～(5) (略) (6) 感染症流行下での防護措置 市及び県は、 <u>新型コロナウイルスを含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。</u> <u>具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</u>	令和3年6月の県計画に基づき修正しているため、素案のままとします。
10	上越健康福祉環境部	2	2	8	30	・下から12行目、県計画では「県は、原子力災害対策本部を設置したときは、保健医療教育部の下に緊急時医療本部を設置するとともに、」となっています。	ご意見のとおり修正します。
11	新潟県原子力安全対策課	2	1	3		協定の名称を正式名称に修正する。 1 基本方針 東京電力 <u>ホールディングス</u> 株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定（以下「安全協定」という。）に基づき、定期的な原子力発電所連絡会（以下「連絡会」という。）の開催や、必要に応じて発電所の現地確認を行い、住民の安全と安心の確保に努める。 2 (略) 3 それぞれの役割 (1) 市の役割 ①～② (略) ③ 現地確認の実施 原子力事業者より異常時の通報を受け、発電所の立地自治体が「東京電力 <u>ホールディングス</u> 株式会社柏崎刈羽原子力発電所 周辺地域の安全確保に関する協定書」に基づき立入調査等を実施する場合など、住民の安全の確保のために必要があると認める場合は、発電所の現地確認を実施する。	東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所が正式名称であるため、素案のままとします。

No.	機関名	部	章	節	対照表 ページ	ご意見等	計画への反映（対応方針）
12	新潟県原子力安全対策課	2	1	7		<p>記載を適正化させ、下記のとおり修正する。 （県地域防災計画についても、以下の記載に修正することを検討している。）</p> <p>3 それぞれの役割 （1）市の役割（略） （2）県の役割 ①～②（略） ③ 広域的相互応援体制の整備 ア（略） イ 災害対策基本法第8条第2項第12号の規定に基づき締結している 「原子力災害時の相互応援に関する協定」のほか、都道府県間及び防災関係機関と締結している相互応援協定等を、原子力災害時においても活用する。</p>	令和3年6月の県計画に基づき修正しているため、素案のままとします。

6 共通

No.	機関名	部	章	節	対照表 ページ	ご意見等	計画への反映（対応方針）
1	新潟県トラック協会 上越支部					日本通運株式会社新潟支店とあるが、上越市に「高田支店」があります。新潟支店が正しいのでしょうか。	ご意見のとおり修正します。
2	新潟県トラック協会 上越支部					中越運送株式会社上越支店とあるが、中越運送株式会社 北信越支社 が正しい。	ご意見のとおり修正します。